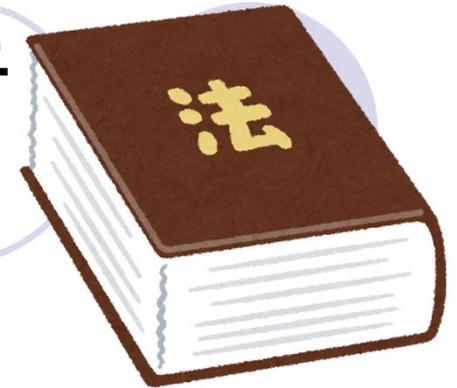


# 会津美里町こども計画について



会津美里町教育委員会 こども教育課

# こども基本法 令和5年4月1日施行



## ①目的(第1条の要約)

これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたが、少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていない。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけている。

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっている。

このため、こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されたもの。

# こども基本法 令和5年4月1日施行

## ②定義(第2条の要約)

「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。また、一体的に講ずべき施策とは、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援の他、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれている。



## ③こども大綱(第9条の要約)

こども大綱は、こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めるものであり、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されることとなる。

**こども大綱策定はR5年秋頃の予定(国)**

# こども基本法 令和5年4月1日施行

## ④県こども計画、町こども計画(第10条の要約)

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、**努力義務**が課せられている。

都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

### こども計画を一体のものとして作成できる計画

子ども・若者計画

**新規作成必要**

子どもの貧困対策計画

**新規作成必要**

子ども・子育て支援事業計画

**第2期子ども・子育て支援**

次世代育成支援行動計画

**事業計画(R2~R6)**

# 会津美里町こども計画はどうする？



## こども計画「一本型」

子ども・若者計画

子ども貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

## こども計画「分離型」

子ども・若者計画

子ども貧困対策計画

## 子ども子育て支援事業計画「分離型」

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

## こども計画「個別型」

子ども・若者計画

子ども貧困対策計画

## 子ども子育て支援事業計画「分離型」

子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援行動計画

国はこども大綱を、R5年秋頃策定予定であったが、12月頃になる見込み。

こども大綱策定前ではあるが、当町は、こども計画「一本型」として準備していく。

# こども計画策定スケジュール(案)

会津美里町こども計画策定スケジュール(案)

業務区分		令和5年度							令和6年度												
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
こども計画策定方針協議		○																			
子ども・子育て会議			○					○				○		○	○				○		○
こども大綱策定(国)					○																
策定受託者選定					○																
契約締結						■															
ニーズ調査・集計分析								■													
計 画 策 定	計画策定											■									
	議会(10月全協、12月議案)													○			○				
	パブリックコメント														○						
	概要版・計画書印刷																	■			